

◎新潟県告示第717号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

栄町(1)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から30号までを順次結んだ線及び標柱30号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市浜田

字水込

175番23 1号

佐渡市加茂歌代

字畑ケ田

1243番3 地先水路敷 2号

1242番1 3号から7号まで

1240番1 8号から15号まで

1240番2 16号及び17号

1245番29 24号

1245番28 25号

1244番4 26号及び27号

1244番3 28号

1244番2 29号

1242番2 30号

字福浦

1237番17 18号

1236番8 19号

1236番11 20号

1236番9 21号

1236番1 22号

1236番5 23号